

鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火) 号外第19号

毎週火・金曜日発行

		目	次
◇ 条	例	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例 (3) (県民室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別の整備に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

─────公布された条例のあらまし────

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、県の個人情報の取扱いに関し暴力団等の排除を目的とする場合の例外を設けるとともに、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県個人情報保護条例について、県の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的とするときは、個人情報を本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとするための所要の改正を行う。
- (2) 次に掲げる条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益に なると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等 を制限するための所要の改正を行う。
 - ア 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
 - イ 鳥取県都市公園条例
 - ウ 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例
 - エ 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例
 - オ 鳥取県港湾管理条例
 - カ 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
 - キ 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
 - ク 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
 - ケ 鳥取県営企業の設置等に関する条例
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を 県内外に発信し、遺跡の適切な保存活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、鳥取県立むきばんだ 史跡公園を設置する。

2 条例の概要

(1) 設置

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園 を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(2) 施設等

ア 史跡公園に次の施設を置く。

- (ア) ガイダンス施設
- (イ) 埋蔵文化財研究棟その他の埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (ウ) 屋外展示施設
- (\mathtt{T}) (\mathtt{P}) から (\mathtt{D}) までに掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設
- イ 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。
- (3) 利用時間

午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間にあっては、午前9時から午後7時まで)と

する。

- (4) 利用休止日
 - ア 毎月第4月曜日(その日が休日である場合は、その直後の休日でない日)
 - イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (5) 利用の許可

史跡公園の施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受 けなければならない。

- (6) 使用料
 - ア (5)の許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、次のとおり使用料を徴収する。
 - (ア) 体験学習室 1 使用 1 時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、500円)
 - (イ) 体験学習室 2 使用 1 時間につき260円 (暖房又は冷房を使用したときにあっては、325円)
 - (ウ) 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円
 - イ 使用料の減免、還付に関し必要な事項を定める。
- (7) 監督処分

利用者に対する行為の制限、措置命令等に関し必要な事項を定める。

(8) その他

権限の委任その他の所要の事項を定める。

(9) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県基金条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 基金のさらなる活用を図るため、対象事業を拡大し、又は充実させること等に伴い、所要の改正を行
 - (2) 平成21年度末までに設置目的に係る事業を完了することから、鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金を 廃止する。
- 2 条例の概要
 - (1) 鳥取県ジゲおこし推進基金の名称及び設置目的を次のとおり改める。

区分	現行	改正後				
名 称	鳥取県ジゲおこし推進基金	鳥取力創造運動推進基金				
	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町				
	かした魅力ある地域づくりを推進し、もって	村、県等の多様な主体が連携し、共に地域				
設置目的	地域の振興に資すること。	の特性を生かした魅力ある地域づくりを推				
		進し、もって地域の振興に資すること。				

- (2) 鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの 合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場 合に限り、処分することができることとする。
- (3) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的として、住宅の確保等により離職者等を支援して、これら の者の生活の安定を図ることを加え、処分事由として、離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の 充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるときを加える。
- (4) 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金は、廃止する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児 休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。
 - イ 子の出生の日から 8 週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - ア 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (2)に準じた改正を行う。
- (4) 施行期日は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日とする(2)及び(3)を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公益的法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする。
- (2) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事
平 井 治

鳥取県条例第3号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正 部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正	绝	74	正	ਜ
ᄄᄊᄕ	1安	ΓX	ഥ	刊リ

(収集の制限)

第7条 略

2 及び3 略

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければ 4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければ ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、この限りでない。

(1)~(5) 略

(6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に 規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防する こと(以下「暴力団排除等」という。)を目的と して収集するとき。

(7) 略

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のもの から収集することに相当な理由があると実施機関 が認めるとき。
- 5 実施機関は、第3項第3号又は前項第8号の規定 5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定 により個人情報を収集しようとするときは、あらか じめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなけれ ばならない。

(収集の制限)

第7条 略

2 及び3 略

ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する ときは、この限りでない。

(1)~(5) 略

- (6) 略
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のもの から収集することに相当な理由があると実施機関 が認めるとき。
- により個人情報を収集しようとするときは、あらか じめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなけれ ばならない。

(利用及び提供の制限)

条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定に より登録簿に登録しない事務については、実施機関 があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人 情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外 のものに提供してはならない。ただし、次の各号の いずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(3) 略

- (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施 機関に提供する場合(犯罪の予防等又は暴力団排 除等を目的として利用し、又は提供する場合を除 く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人 情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠で あると認められるとき。
- (5) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として 実施機関において利用する場合又は県の機関、 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは 地方独立行政法人に提供する場合であって、当該 目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、 当該利用し、又は提供することに相当な理由があ ると認められるとき。
- (6) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として 前号に規定するもの以外のものに提供する場合で あって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、 当該提供することに特別の理由があると認められ るとき。

(7) 略

2~4 略

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6 | 第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6 条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定に より登録簿に登録しない事務については、実施機関 があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人 情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外 のものに提供してはならない。ただし、次の各号の いずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(3) 略

- (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施 機関に提供する場合(犯罪の予防等を目的として 利用し、又は提供する場合を除く。)であって、 利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機 関の事務の執行に必要不可欠であると認められる
- (5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において 利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人 等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人 に提供する場合であって、当該目的に必要な限度 で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は 提供することに相当な理由があると認められると き。
- (6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するも の以外のものに提供する場合であって、当該目的 に必要な限度で提供し、かつ、当該提供すること に特別の理由があると認められるとき。

(7) 略

2~4 略

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に 改める。

改正後 改正前

(利用の許可)

るところにより、知事の許可を受けなければならな L1.

(利用の許可)

第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定め 第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定め るところにより、知事の許可を受けなければならな l1.

- 2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当す る場合は、前項の許可(以下「利用許可」とい う。)をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若し <u>くは汚損し、又はそのおそれがあると認められる</u> とき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。

(措置命令)

第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要|第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要 があると認めるときは、<u>利用許可</u>を受けた者(以下 「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずる ことができる。

(措置命令)

があると認めるときは、第3条の規定による許可 <u>(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者(以下 「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずる ことができる。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第3条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する 同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場 合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項 (以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

改正前

(行為の制限)

- 第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為を|第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為を 事の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他の営業を行うこと。
 - (2) 物品を頒布すること。
 - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為を すること。
 - (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのた めに都市公園の全部又は一部を独占して利用する こと。

(行為の制限)

- しようとする者は、規則で定めるところにより、知 しようとする者は、規則で定めるところにより、知 事の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他の営業を行うこと。
 - (2) 物品を頒布すること。
 - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為を すること。
 - (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのた めに都市公園の全部又は一部を独占して利用する
- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変 2

更しようとするときは、規則で定めるところによ 更しようとするときは、規則で定めるところによ り、知事の許可を受けなければならない。

- 3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のい ずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないこ とができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそ のおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。
- 管理のため必要な範囲内で条件を付することができ 必要な範囲内で条件を付することができる。 る。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条略

- 2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者 2 有料公園施設を利用しようとする者(指定管理者 が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しない こととした施設を一般利用の方法で使用する場合を 除く。) 又は指定管理者が知事の承認を得て別に定 める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指 定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可 を受けなければならない。許可を受けた事項を変更 しようとするときも同様とする。
- 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許」 可」という。)をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる と認められるとき。

(4) 略

4 略

(監督処分)

- 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認|第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認 めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を することができる。
 - (1) 略
 - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。

り、知事の許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の 3 知事は、前2項の許可に、都市公園の管理のため

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 略

- が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しない こととした施設を一般利用の方法で使用する場合を 除く。) 又は指定管理者が知事の承認を得て別に定 める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指 定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可 を受けなければならない。許可を受けた事項を変更 しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許 可」という。)をしなければならない。

(1)及び(2) 略

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
- (4) 略
- 4 略

(監督処分)

- めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を することができる。
 - (1) 略
 - (2) <u>第7条第3項</u>の条件に違反したとき。

(3)~(5) 略 (3)~(5) 略 2 略 2 略

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に 改める。

改正後 改正前 (利用の許可) (利用の許可) 第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニ│第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニ スコート(以下「グラウンド等」という。)を利用 スコート(以下「グラウンド等」という。)を利用 しようとする者は、規則で定めるところにより、知 しようとする者は、規則で定めるところにより、知 事の許可を受けなければならない。 事の許可を受けなければならない。 2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当す る場合は、前項の許可(以下「利用許可」とい う。)をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それが<u>あると認められるとき。</u> (2) 大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損 し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。 (使用料の徴収) (使用料の徴収) 第12条 利用許可を受けた者(グラウンド等の利用許|第12条 前条の許可(以下「利用許可」という。)を 可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、 受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除 規則で定めるところにより、別表に定める額の使用 く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるとこ 料を徴収する。 ろにより、別表に定める額の使用料を徴収する。

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(利用の許可)	(利用の許可)
第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実	第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実

習館を利用しようとする者は、規則で定めるところ | 習館を利用しようとする者は、規則で定めるところ | により、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当す る場合は、前項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若 しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められ <u>るとき。</u>
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。

により、知事の許可を受けなければならない。

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第6条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改正後

改正前

(使用等の許可)

- 第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許|第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許 可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及 び道路を通常使用する場合(制限区域を使用する場 合を除く。)は、この限りでない。
- 場合において、当該申請に係る行為が次の各号のい ずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をし ないことができる。
- (1) 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそ (1) 港湾施設をき損し、又は汚損するおそれがあ のおそれがあると認められるとき。
- (2)~(5) 略
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。

(8) 略

3~5 略

(使用等の許可)

- 可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及 び道路を通常使用する場合(制限区域を使用する場 合を除く。)は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった 2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった 場合において、当該申請に係る行為が次の各号のい ずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をし ないことができる。
 - るものであるとき。

(2)~(5) 略

(6) 略

3~5 略

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に 改める。

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第244条の2第1項及び空港法(昭和31年法律 取空港の設置及びその管理に関する事項について定し めることを目的とする。

(土地等の使用)

- 第11条 空港内の土地、建物その他の施設(以下「土│第11条 空港内の土地、建物その他の施設(以下「土 地等」という。)を使用しようとする者は、第4条 の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受 けなければならない。当該許可に係る土地等の使用 の態様又は目的を変更しようとするときも同様とす る。
- 2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当す <u>る場合は、前項の許可をしないことができる。</u>
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又は <u>そのおそれがあると認められるとき。</u>
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。

(空港内営業の許可)

- 可を受けなければならない。
- 2 知事は、その営業が前条第2項各号のいずれかに 該当する場合は、前項の許可をしないことができ る。

(目的)

号)第244条の2第1項及び航空法(昭和27年法律 第80号)第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥 第231号)第54条の2第1項の規定に基づき、鳥取 県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項につ いて定めることを目的とする。

(土地等の使用)

地等」という。)を使用しようとする者は、第4条 の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受 けなければならない。当該許可に係る土地等の使用 の態様又は目的を変更しようとするときも同様とす る。

(空港内営業の許可)

第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許 第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許 可を受けなければならない。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後 改正前 (利用の許可) (利用の許可) 第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者 第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者 は、教育委員会の許可を受けなければならない。 は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合は、前項の許可をしないことができ る。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。 (2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若 しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められ るとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団の利益になると認められるとき。

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正す

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に 改める。

改 正 後	改正前
(利用の許可)	(利用の許可)
第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会	第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会
規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受	規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受
けなければならない。	けなければならない。
2 教育委員会は、その利用(展示室、講堂又は会議	
室に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該	
当する場合は、前項の許可をしないことができる。	
<u>(1)</u> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお	
それがあると認められるとき。	
(2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若し	
くは汚損し、又はそのおそれがあると認められる	
<u>とき。</u>	
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する	
法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定	
する暴力団の利益になると認められるとき。	
•	•

(許可の取消し)

に該当すると認めるときは、第6条第1項又は第7 条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すこ とができる。

(1)~(5) 略

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれか 第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1 項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことがで きる。

(1)~(5) 略

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
第 5 条 略 2 略 3 知事は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、工業用水の供給をしないことができる。	第5条略2略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡 (以下「遺跡」という。)を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の 魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)を米子市 及び西伯郡大山町に設置する。

(施設)

- 第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ガイダンス施設
 - (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
 - (3) 屋外展示施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(職員)

第3条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(利用時間)

- 第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間にあっては、午前9時から午後7時まで)とする。
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

- 第5条 史跡公園の利用を休止する日(以下「利用休止日」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 毎月第4月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)である場合は、その直後の休日でない日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめ その旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

- 第6条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を 受けなければならない。
- 2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力

団の利益になると認められるとき。

(使用料の徴収)

第7条 利用許可を受けてする史跡公園の施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

- 第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるもののために使用させるとき。
 - (3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。
 - (4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。
 - (1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除
 - (2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額2分の1

(既納の使用料)

第9条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

(行為の制限等)

- 第10条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。
 - (1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
 - (3) 教育委員会の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 土地の形質を変更すること。
 - (6) 教育委員会の許可を受けないで物品を販売すること。
 - (7) 公開されていない区域に進入すること。
 - (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為
- 2 第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。
- 3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、 又は史跡公園からの退去を命ずることができる。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
 - (1) 管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定による指定を受けた者をい う。)が行う行為
 - (2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為
 - (3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(措置命令)

第11条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に

対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第12条 第7条及び第8条(第1項第2号及び第5号を除く。)に規定する知事の権限は、所長に委任する。

2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

- 1 体験学習室1 使用1時間につき400円(暖房又は冷房を使用したときにあっては、500円)
- 2 体験学習室 2 使用 1 時間につき260円 (暖房又は冷房を使用したときにあっては、325円)
- 3 屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)を当該移動項に対応する同表 の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改 め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

		Ī	改 正	後		改 正 前					
	別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)										
別	J表第 1	(第2条、第	3条、	1	7条関係)	叧	J表第 1	(第2条、第	3条、		7条関係)
				運用益金						運用益金	
	名称	設置目的	積立て	の整理又	処分事由		名称	設置目的	積立て	の整理又	処分事由
				は処理						は処理	
	略						略				
	7 <u>鳥</u>	<u>県民、特</u>	一般会	(1) —	1		7 <u>鳥</u>	市町村と	一般会	(1) —	
	取力	定非営利活	計歳入	般会計	/		取県	の連携を図	計歳入	般会計	
	創造	<u>動法人、事</u>	歳出予	歳入歳	/		<u>ジゲ</u>	<u>りつつ、</u> 地	歳出予	歳入歳	
	<u>運動</u>	業者、市町	算に定	出予算			<u>おこ</u>	域の特性を	算に定	出予算	
	<u>推進</u>	村、県等の	める額	に計上			<u>し推</u>	生かした魅	める額	に計上	
	<u>基金</u>	多様な主体		して、			<u>進基</u>	力ある地域		して、	
		が連携し、		当該基			<u>金</u>	づくりを推		当該基	
		<u>共に</u> 地域の		金の設				進し、もっ		金の設	
		特性を生か		置目的				て地域の振		置目的	
		した魅力あ		を達成				興に資する		を達成	
		る地域づく		するた				こと。		するた	
		りを推進		めに必						めに必	
		し、もって		要な経						要な経	
		地域の振興		費の財						費の財	
		に資するこ		源に充						源に充	
		اد. د		当						当	
				(2)						(2)	
				(1)の						(1)の	
				ほか、						ほか、	
				IY'I.'	/ I		1			IY'I.'	

森林 整備 担い 手育	*** ***	計歳入 歳出予 算に定	般歳出にし当金置をすめ要費源当2(ほー計歳算上基会入予計て該の目達るになのに)か般歳出にし金計歳算上、基設的成た必経財充 の、会入予計てに	又2に前森い金成県号に益積れっす合当範い基目す必のてこは項よの林手条5条)よ金みたてる計す囲て金的る要財るの附のる鳥整育例年例のりと立額現も額る内、のをたな源と条則規廃取備成(鳥第規運してでにのに額に当設達め経にきの第定止県担基平取5定用てらあ存の相のお該置成に費充	森林 整備 担い 手育		計歳入 歳出予 算に定	般会計 歳入歳 出予算	
略		48.4	4=		略	deposits	48.4	45.4.1)), ±== +== A
20 鳥					20 鳥			一般会計	
	職者等(離								の設置目的
	職を余儀な								<u>を達成する</u> ために必要
	<u>くされた非</u> 正 担 労 働				雇用				<u>ために必要</u> な怒悪の財
	正規労働	める額					める頟		<u>な経費の財</u>
	者、中高年		積立て			失業者に対		積立て	源に充てる
	齢者等の失			/ 4 \ man ext		して、次の			<u>とき。</u>
	業者をい			(1) 離職		雇用までの			
基金	<u>う。以下こ</u>			者等の次	基金	短期の雇用			

		の項におい			の雇用ま	1		・就業機会			
		て同じ。)			での短期			を創出・提			
		を、次の雇			の雇用・			供する等の			
		用に至るま			就業機会			事業を実施			
		での間、就			を創出・			し、これら			
		業機会の提			提供する			の者の生活			
		供、住宅の			等の事業			の安定を図			
		確保等によ			<u>に必要な</u>			ること。			
		り支援し、			<u>に る 女 女</u> 経費の財			0 0			
		これらの者			<u>渡に充て</u>						
		の生活の安			<u>るとき。</u>						
		定を図るこ			(2) 離職						
		ک <u>.</u>			者等の住						
					宅の確						
					保、就労						
					支援・相						
					談支援体						
					制の充実						
					<u>を図る事</u>						
					業に必要						
					<u>な経費の</u>						
					財源に充						
					てると						
					<u>き。</u>						
	21 鳥	市町村が	一般会	一般会計	当該基金		21 鳥	市町村が	一般会	一般会計	当該基金
					の設置目的		取県	実施する妊	計歳入	歳入歳出	の設置目的
					を達成する						を達成する
					ために必要						ために必要
			める額		な経費の財				める額		な経費の財
		ること。		積立て	源に充てる			ること。		積立て	源に充てる
	基金				とき。		基金	111 115 - >-	47.4	48 4 +1	とき。
							22 鳥			一般会計	
											の設置目的
											を達成する
											ために必要 な経費の財
											な経質の別源に充てる
								柔軟に対応 して県民の		何业し	ぶに允しるとき。
								生活基盤の			C 0 °
								整備を図			
							- 	じ、もって			
								県民生活の			
								向上に資す			
								ること。			
	<u>22</u> 略			I	1		<u>23</u> 略			<u>I</u>	
1						l					

<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	28 略
<u>28</u> 略	29 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	32 略
<u>32</u> 略	33 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規定は、公布の日から施行す る。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動 後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項 等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に 対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部 分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を 除く。)に改める。

改 正 後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員
は、次に掲げる職員とする。	は、次に掲げる職員とする。
	<u>(1)</u> 非常勤職員
	<u>(2)</u> 臨時的に任用される職員
<u>(1)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(2)</u> 略	<u>(4)</u> 略
	<u>(5)</u> 育児休業により養育しようとする子につい
	て、配偶者が育児休業法その他の法律により育児
	<u>休業をしている職員</u>
	<u>(6)</u> 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業に
	より養育しようとする子を当該職員以外の当該子
	<u>の親が常態として養育することができる場合にお</u>
	ける当該職員
 (再度の育児休業をすることができる特別の事情等)	 (再度の育児休業をすることができる特別の事情)

める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時 間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第 35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第 1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関 する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定|第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定 める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

> (1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時 間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第 35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第 1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関 する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県

費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第 1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」 という。)のうち人事委員会規則で定めるものを 得、若しくは出産したことにより当該育児休業の 承認が効力を失い、又は第5条に定める事由に該 当したことにより当該承認が取り消された後、当 該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に 規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等 により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) 略

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める 期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算 して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由|第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由 は、育児休業をしている職員について当該育児休業 に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとす <u>るとき</u>とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員|第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員 は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 略

費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第 1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」 という。)のうち人事委員会規則で定めるものを 得、若しくは出産したことにより当該育児休業の 承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事 由に該当したことにより当該承認が取り消された 後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは 同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子 縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)~(5) 略

(育児休業の承認の取消事由)

は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児休業により養育している子を当該 職員以外の当該子の親が常態として養育すること ができることとなったとき。
- (2) 育児休業をしている職員について当該育児休 業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しよう とするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- は、次に掲げる職員とする。
- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を することにより養育しようとする子について、配 偶者が育児休業法その他の法律により育児休業を している職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間 勤務をすることにより養育しようとする時間にお いて、育児短時間勤務をすることにより養育しよ うとする子を当該職員以外の当該子の親が養育す ることができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年)(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年)

を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができ|を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができ| る特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定 める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児 短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち 人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産 したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力 を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当し たことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消 された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若 しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又 は養子縁組等により職員と別居することとなった こと。
 - (2)及び(3) 略
 - (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲 げる事由に該当したことにより取り消されたこ یے
 - (5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる 事由とする。
 - (1) 略
 - (2) 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員|第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員 は、<u>育児短時間勤務</u>又は同法第17条の規定による短 時間勤務をしている職員とする。

る特別の事情)

- める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
- (1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児 短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち 人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産 したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力 を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当し たことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消 された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若 しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又 は養子縁組等により職員と別居することとなった こと。
- (2)及び(3) 略
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲 げる事由に該当したことにより取り消されたこ と。
- (5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業 第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業 法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる 事由とする。
 - (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子 を、当該育児短時間勤務をすることにより養育し ている時間に、当該職員以外の当該子の親が養育 することができることとなったとき。
 - (2) 略
 - <u>(3)</u> 略

(部分休業をすることができない職員)

- は、次に掲げる職員とする。
- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員を除く。)
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定 による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子につい て、配偶者が育児休業法その他の法律により育児 休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業に より養育しようとする時間において、養育しよう

とする子を当該職員以外の当該子の親が養育する ことができる場合における当該職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する 同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場 合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項 (以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務)(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務 の制限)

- 第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまで 第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまで の子のある職員(職員の配偶者で当該子の親である ものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの 間をいう。以下この条において同じ。)において常 態として当該子を養育することができるものとして 人事委員会規則で定める者に該当する場合における 当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めると ころにより、当該子を養育するために請求した場合 には、深夜における勤務をしないことを承認しなけ ればならない。ただし、公務の運営に支障があると きは、この限りでない。
- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人 事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育 するために請求した場合には、前条第2項に規定す る勤務をしないことを承認しなければならない。た だし、公務の運営に支障があるときは、この限りで ない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子 のある職員が、人事委員会規則で定めるところによ り、当該子を養育するために請求した場合には、当 該請求をした職員の業務を処理するための措置を講 ずることが著しく困難である場合を除き、1月につ いて24時間、1年について150時間を超えて、前条 第2項に規定する勤務(災害その他避けることので きない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項にお いて同じ。)を<u>しないことを承認しなければならな</u>

改正前

の制限)

の子のある職員(職員の配偶者で当該子の親である ものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの 間をいう。以下この条において同じ。)において常 態として当該子を養育することができるものとして 人事委員会規則で定める者に該当する場合における 当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めると ころにより、当該子を養育するために請求した場合 には、深夜における勤務をさせてはならない。ただ し、公務の運営に支障があるときは、この限りでな ll.

のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるもの が、常態として当該子を養育することができるもの として人事委員会規則で定める者に該当する場合に おける当該職員を除く。以下この項において同 じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、当該請 求をした職員の業務を処理するための措置を講ずる ことが著しく困難である場合を除き、1月について <u>, I</u>°

- 4 任命権者は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻 3 任命権者は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び 第17条第1項において同じ。)、父母、子、配偶者 の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾 病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわ たり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この 条及び第17条第1項において「要介護者」とい う。) のある職員が、人事委員会規則で定めるとこ ろにより、当該要介護者を介護するために請求した 場合には、深夜における勤務をしないことを承認し なければならない。ただし、公務の運営に支障があ るときは、この限りでない。
- 5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会 4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会 規則で定めるところにより、当該要介護者を介護す るために請求した場合には、当該請求をした職員の 業務を処理するための措置を講ずることが著しく困 難である場合を除き、1月について24時間、1年に ついて150時間を超えて、前条第2項に規定する勤 務をしないことを承認しなければならない。

- 24時間、1年について150時間を超えて、前条第2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできな い事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において 同じ。)をさせてはならない。
- 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び 第17条第1項において同じ。)、父母、子、配偶者 の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾 病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわ たり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この 条及び第17条第1項において「要介護者」とい う。) のある職員が、人事委員会規則で定めるとこ ろにより、当該要介護者を介護するために請求した 場合には、深夜における勤務をさせてはならない。 ただし、公務の運営に支障があるときは、この限り
- 規則で定めるところにより、当該要介護者を介護す るために請求した場合には、当該請求をした職員の 業務を処理するための措置を講ずることが著しく困 難である場合を除き、1月について24時間、1年に ついて150時間を超えて、前条第2項に規定する勤 務を<u>させてはならない</u>。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する 同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場 合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項 (以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

改正前

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務)(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務 の制限)

するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の 親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5

の制限)

第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達 第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達 するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の 親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5 時までの間をいう。以下この条において同じ。)に 時までの間をいう。以下この条において同じ。)に □

おいて常態として当該子を養育することができるも のとして人事委員会規則で定める者に該当する場合 における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で 定めるところにより、当該子を養育するために請求 した場合には、深夜における勤務をしないことを承 認しなければならない。ただし、公務の運営に支障 があるときは、この限りでない。

- 2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職 員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該 子を養育するために請求した場合には、前条第2項 <u>に規定する勤務をしないことを承認しなければなら</u> ない。ただし、公務の運営に支障があるときは、こ の限りでない。
- 3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達する 2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達する までの子のある職員が、人事委員会規則で定めると ころにより、当該子を養育するために請求した場合 には、当該請求をした職員の業務を処理するための 措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、 1月について24時間、1年について150時間を超え て、前条第2項に規定する勤務(災害その他避ける ことのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第 5項において同じ。)をしないことを承認しなけれ ばならない。
- 4 市町村教育委員会は、配偶者(届出をしないが事 3 市町村教育委員会は、配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下こ の項及び第15条第1項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者 で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定め る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの (以下この条及び第15条第1項において「要介護 者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定 めるところにより、当該要介護者を介護するために 請求した場合には、深夜における勤務をしないこと <u>を承認しなければならない</u>。ただし、公務の運営に 支障があるときは、この限りでない。
- 5 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人 4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人 事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者 を介護するために請求した場合には、当該請求をし た職員の業務を処理するための措置を講ずることが 著しく困難である場合を除き、1月について24時 間、1年について150時間を超えて、前条第2項に 規定する勤務を<u>しないことを承認しなければならな</u>

おいて常態として当該子を養育することができるも のとして人事委員会規則で定める者に該当する場合 における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で 定めるところにより、当該子を養育するために請求 した場合には、深夜における勤務をさせてはならな い。ただし、公務の運営に支障があるときは、この 限りでない。

- までの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親で あるものが、常態として当該子を養育することがで きるものとして人事委員会規則で定める者に該当す る場合における当該職員を除く。以下この項におい <u>で同じ。</u>)が、人事委員会規則で定めるところによ り、当該子を養育するために請求した場合には、当 該請求をした職員の業務を処理するための措置を講 ずることが著しく困難である場合を除き、1月につ いて24時間、1年について150時間を超えて、前条 第2項に規定する勤務(災害その他避けることので きない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項にお いて同じ。)を<u>させてはならない</u>。
- 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下こ の項及び第15条第1項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者 で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定め る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの (以下この条及び第15条第1項において「要介護 者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定 めるところにより、当該要介護者を介護するために 請求した場合には、深夜における勤務をさせてはな らない。ただし、公務の運営に支障があるときは、 この限りでない。
- 事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者 を介護するために請求した場合には、当該請求をし た職員の業務を処理するための措置を講ずることが 著しく困難である場合を除き、1月について24時 間、1年について150時間を超えて、前条第2項に 規定する勤務をさせてはならない。

<u>l I .</u>

号外第19号

附則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)の施行の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年法律第65号)の施行の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号細目」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号細目を除く。) に改める。

改正後 改正前

(職員の派遣)

- 者をいう。以下同じ。)は、公益的法人等のうち、 次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益 的法人等の業務にその役職員として専ら従事させる ため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣す ることができる。
- (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲 げるもの

ア~コ 略

サ 財団法人とっとり地域連携・総合研究センタ ー(平成7年6月19日に財団法人とっとり政策 総合研究センターという名称で設立された法人 をいう。)

シ~セ 略

ソ 財団法人鳥取県体育協会(昭和48年12月22日 に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立さ れた法人をいう。)

(2) 略

2 及び3 略

(職員の派遣)

- 第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権|第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権 者をいう。以下同じ。)は、公益的法人等のうち、 次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益 的法人等の業務にその役職員として専ら従事させる ため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣す ることができる。
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲 げるもの

ア~コ 略

サ 財団法人とっとり政策総合研究センター(平 成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研 究センターという名称で設立された法人をい う。)

シ~セ 略

(2) 略

2 及び3 略

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号サの改正規定は、公布の日から施 行する。